

枚方市条例第 10 号

枚方市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

枚方市自転車駐車場条例（昭和61年枚方市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、光善寺東自転車駐車場」を削る。

別表第1 光善寺東自転車駐車場の項を削り、同表津田東自転車駐車場の項中「枚方市津田駅前2丁目505番23」を「枚方市津田駅前2丁目25番25号」に改める。

附 則 [令和4年3月11日公布]

この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（同表津田東自転車駐車場の項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。